

大分県PPP／PFI手法導入優先的検討規程

本県における公共施設等の整備等に県が自ら整備等を行う従来型手法に優先して、多様なPPP／PFI手法の導入を検討するための優先的検討規程を次のように定める。

1 総則

一 目的

本規程は、優先的検討を行うに当たって必要な手続を定め、PPP／PFI手法の積極的な導入を図ることにより、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図るとともに、効率的かつ効果的な公共施設等の整備を進め、県民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保することを目的とする。

二 定義

本規程において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- イ PFI法 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）
- ロ 公共施設等 PFI法第2条第1項に規定する公共施設等
- ハ 公共施設整備事業 PFI法第2条第2項に規定する公共施設等の整備等に関する事業
- ニ 利用料金 PFI法第2条第6項に規定する利用料金
- ホ 運営等 PFI法第2条第6項に規定する運営等
- ヘ 公共施設等運営権 PFI法第2条第7項に規定する公共施設等運営権
- ト 整備等 公共施設等の建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、県民に対するサービスの提供を含む。
- チ 優先的検討 本規程に基づき、公共施設等の整備等の方針を検討するに当たって、多様なPPP／PFI手法の導入が適切かどうかを、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法に優先

して検討すること
 リ 事業実施部局 公共施設等の整備や運営等を行う部局

三 対象とするPPP／PFI手法

本規程の対象とするPPP／PFI手法は次に掲げるものとする。

イ 民間事業者が公共施設等の設計、建設又は製造及び運営等を担う手法	BTO 方式 (建設 Build-移転 Transfer-運営等 Operate) BOT 方式 (建設 Build-運営等 Operate-移転 Transfer) BOO 方式 (建設 Build-所有 Own-運営等 Operate) DBO 方式 (設計 Design-建設 Build-運営等 Operate) RO 方式 (改修 Rehabilitate-運営等 Operate) ESCO 事業方式 (Energy Service Company)
ロ 民間事業者が公共施設等の運営等を担う手法	公共施設等運営権方式
ハ 民間事業者が公共施設等の設計及び建設又は製造を担う手法	BT 方式 (建設 Build-移転 Transfer) (民間建設買取方式) 民間建設借上方式
ニ その他、公的不動産の利活用方式	定期借地権方式

2 優先的検討の開始時期

事業実施部局は、新たに公共施設等の整備等を行うために基本構想、基本計画等を策定する場合は、併せて優先的検討を行うものとする。

3 優先的検討の対象とする事業

次の一及び二のいずれにも該当する公共施設整備事業を優先的検討の対象とする。

- 一 次のいずれかに該当する事業その他民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる公共施設整備事業
 - イ 建築物又はプラントの整備等に関する事業
 - ロ 利用料金の徴収を行う公共施設整備事業
- 二 次のいずれかの事業費基準を満たす公共施設整備事業
 - イ 事業費（設計と施工を含む施設整備費）の総額が10億円以上の公共施設整備事業（建設、製造又は改修を含むものに限る。）
 - ロ 単年度の事業費（維持管理費、運営費）が1億円以上の公共施設整備事業
- 三 対象事業の例外
災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある公共施設整備事業は優先的検討の対象から除くものとする。

4 検討体制

総務部長を委員長とし、各部局審議監等で構成する「PFI等民間活力導入検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、民間活力導入に伴う全庁的な取組の統一化を図り、導入の適否及び最適な事業手法の検討を行う。

5 適切なPPP/PFI手法の選択

一 採用手法の選択

事業実施部局は、優先的検討の対象となる公共施設整備事業について、次の6の簡易な検討又は7の詳細な検討に先立って、当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、当該事業の品質確保に留意しつつ、最も適切なPPP/PFI手法（以下「採用手法」という。）を選択するものとする。

この場合において、唯一の手法を選択することが困難であるときは、複数の手法を選択できるものとする。

二 評価を経ずに行う採用手法導入の決定

事業実施部局は、採用手法が次に掲げるものに該当する場合には、次の6の簡易な検討を省略し、7の詳細な検討を実施することにより、当該採用手法の導入を決定することができるものとする。

- イ 当該事業が施設整備業務の比重の大きいもの又は運営等の業務内容が定型的なものに該当する場合におけるB T O方式
- ロ 民間事業者からP P P / P F Iに関する提案がある場合であつて、当該提案において、従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間での費用総額の比較等の客観的な評価により、当該採用手法の導入が適切であるとされている場合における当該採用手法

6 簡易な検討

一 費用総額の比較による評価

事業実施部局は、別紙のP P P / P F I手法簡易定量評価調書により、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、次に掲げる費用等の総額（以下「費用総額」という。）を比較し、委員会に諮った上で採用手法の導入の適否を評価するものとする。

5において複数の手法を選択した場合においては、各々の手法について費用総額を算定し、その最も低いものと、従来型手法による場合の費用総額との間で同様の比較を行うものとする。

- イ 公共施設等の整備等の費用
- ロ 公共施設等の運営等の費用
- ハ 民間事業者の適正な利益及び配当
- ニ 調査に要する費用
- ホ 資金調達に要する費用
- へ 利用料金収入

二 その他の方法による評価

事業実施部局は、採用手法の過去の実績が乏しいこと等により費用総額の比較が困難と認めるときは、一にかかわらず、次に掲げる評価その他公的負担の抑制につながることを客観的に評価することができる方法により、委員会に諮った上で採用手法の導入の適否を評価することができるものとする。

イ 民間事業者への意見聴取を踏まえた評価

ロ 類似事例の調査を踏まえた評価

7 詳細な検討

事業実施部局は、6の簡易な検討において採用手法の導入に適しないと評価された公共施設整備事業以外の公共施設整備事業を対象として、専門的な外部コンサルタントを活用するなどにより、要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、詳細な費用の比較を行い、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、費用総額を比較し、委員会に諮った上で採用手法の導入の適否を評価するものとする。

8 事業手法の決定

事業実施部局は、委員会の意見等を踏まえ、PPP/PFI手法の導入の適否及び最適な事業手法を決定するものとする。

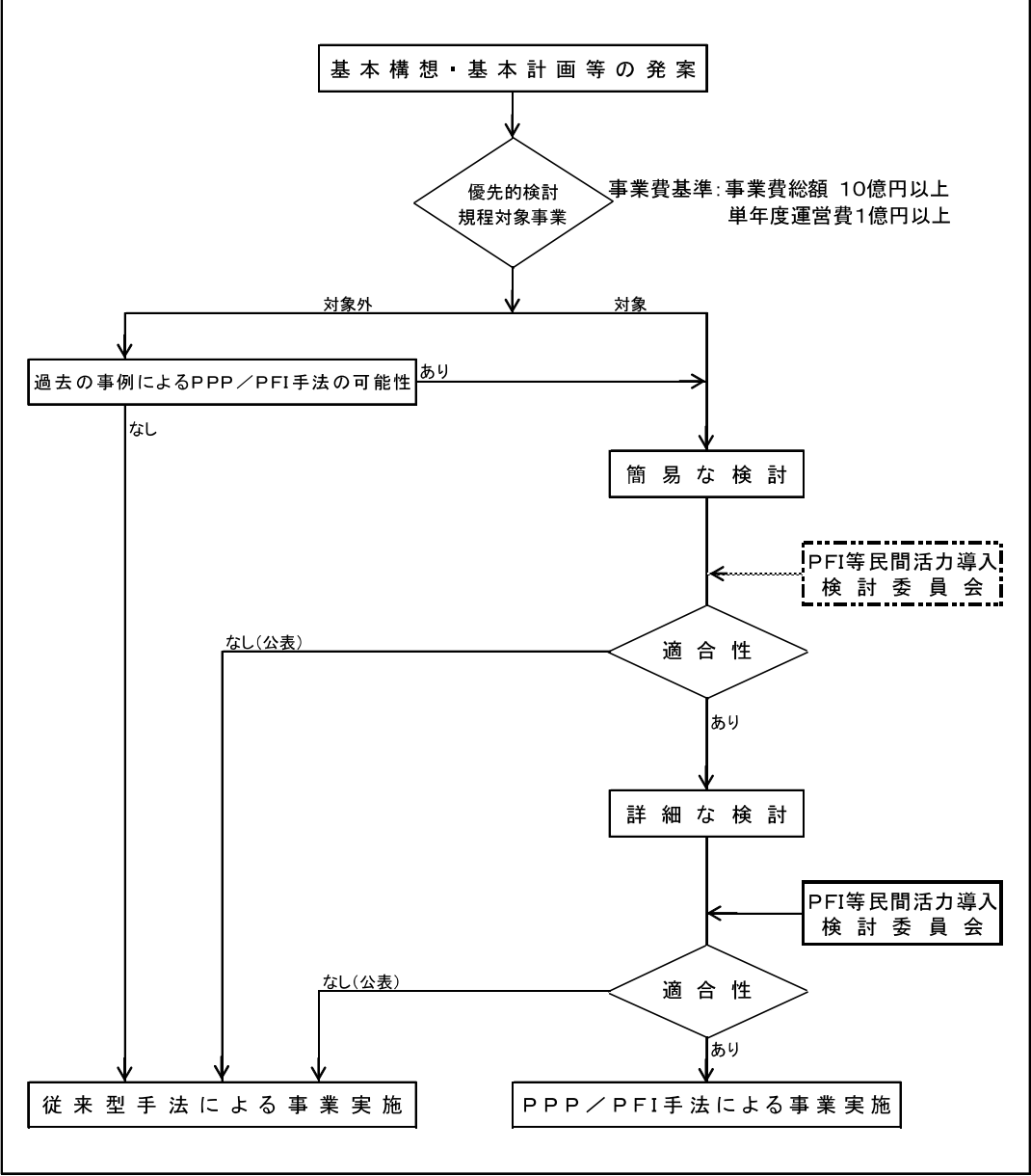
9 評価結果の公表

事業実施部局は、検討の結果及び委員会の意見等を受け、PPP/PFI手法の導入に適しないと評価した場合には、PPP/PFI手法を導入しないこととした旨及びPPP/PFI手法簡易定量評価調書の内容を、インターネット上で公表するものとする。

付則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

PPP/PFI手法導入優先的検討フロー



PPP/PFI手法簡易定量評価調書

	従 来 型 手 法 <small>(公共施設等の管理者等が自ら整備等を行う手法)</small>	採 用 手 法 <small>(候補となる PPP/PFI 手法)</small>
整備等(運営等を除く。)費用		
<算出根拠>		
運営等費用		
<算出根拠>		
利用料金収入		
<算出根拠>		
資金調達費用		
<算出根拠>		
調査等費用		
<算出根拠>		
税金		
<算出根拠>		
税引後損益		
<算出根拠>		
合 計		
合計(現在価値)		
財政支出削減率		
その他 (前提条件等)		

PPP/PFI手法簡易定量評価調書記載の根拠

(1) 従来型手法による場合の費用(PSC)の算定根拠

公共施設等の整備(運営等を除く。)費用	
公共施設等の運営等の費用	
民間事業者の適正な利益及び配当	
調査に要する費用	
資金調達に要する費用	
利用料金収入	

(2) 採用手法を導入した場合の費用の算定根拠

公共施設等の整備等(運営等を除く。)の費用	
公共施設等の運営等の費用	
利用料金収入	
資金調達に要する費用	
調査に要する費用	
税金	
民間事業者の適正な利益及び配当	

(3) その他の仮定

事業期間	
割引率	